



広 地域安全ニュース
報 くるしま

NO.577
発行所
今治地区防犯協会
今治警察署
電話 34-0110
FAX 31-7001

万引きは犯罪です!

「万引き」は、お金を払わずに、お店から品物を持って出ることです。つまりドロボウ（窃盗）です。



せつとう 窃盗 = 10年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金

(刑法第 235 条)

★ 許しません! 「万引き」。ルールを守ろう。

社会には、ルールがあります。自分のものと他人のもの
のけじめをつけることが必要です。

ひとのものをとったり、ウソをついたりしていると、誰か
らも信用されなくなります。

「ちょっとだけ」「だれも見てない」「友だちもしているか
ら」は、何の言い訳にもなりません。



★ 「自分はしてない」といっても罪になります。

人に万引きをさせる、万引きをするように誘う、見張りを
していただけ、盗んだものだと知っていて、もらったり売っ
てもらったりする・・・

これらは、どれも犯罪です。また、見つかったら買取れば
いい」は、大間違いです! 犯した罪をなかったことにするこ
とはできません。



万引きをして得する人は・・・

お店の人の怒り、お店への損害、見つかってはじめて罪
の重さに気づくあなた。警察署で厳しく取り調べられ迎え
に来た家族の悲しむ顔。万引きをして得する人はだれもい
ません。

あなた自身が信用を失い、あなたを大切に思っている人
を悲しませることになります。



★ 青少年防犯対策として JR 今治駅周辺で 防犯啓発グッズの配布が行われました



「今治市内の青少年を守る」活動を行っている今治南ロータリークラブは、今治警察署と連携し、令和7年6月10日、JR今治駅周辺で防犯啓発活動を行い、学校帰りの中高生を対象に自転車の鍵かけ、防犯ブザーの携行を呼びかけながら啓発チラシとブザーの配布を行いました。



「犯罪の起きにくい街づくり基金」

今治地区防犯協会及び今治警察署では、安全で安心して暮らせるまちづくりのため、基金を設立し、防犯カメラの設置を推進しています。ご協力をお願いします。

- 当基金は、反社会勢力からの受け入れはいたしません。
(根拠規程：愛媛県暴力団排除条例)
- 支援して頂いた方のお名前をホームページに掲載させていただき、お礼にかえさせていただきます。

※ 支援の入金にあたっては氏名の後に、電話番号の記載をお願いします。
(例)「今治太郎340110」(フリガナ：イマバリタロウ340110)



伊予銀行 今治支店
(普通) 4067183

愛媛銀行 今治支店
(普通) 8904635



※ 伊予銀行・愛媛銀行は、窓口にて「基金に振込したい」旨を伝え、専用振込用紙にて振込んで頂くと手数料は無料となります。

★募金箱も設置しています!



- イオンモール今治新都市→不定期にて設置
- フジグラン今治、フジ今治店、フジ波止浜店に常設されています。

